

# IX その他

## 1 平成27年度市税税制一覧表

税目	区分	課税客體	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告（提出）期限	平成27年度の納期（納期限）																																																																																																			
市民税		〈個人〉 均等割・所得割 ・市内に住所を有する個人  均等割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	〈法人〉 均等割・法人税割 ・市内に事務所又は事業所を有する法人  均等割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの ・市内に事務所、事業所、寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの	〈個人〉 1月1日	〈個人〉 ・所得割 一律 6.0%（県民税 4.0%）  ・均等割 3,500円（県民税2,000円）  ※ 地方税法第312条第1項の規定による区分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第9号法人</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>第8号法人</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>第7号法人</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>第6号法人</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>第5号法人</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>第4号法人</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>第3号法人</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>第2号法人</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>第1号法人</td><td>50,000円</td></tr> </table>	第9号法人	3,000,000円	第8号法人	1,750,000円	第7号法人	410,000円	第6号法人	400,000円	第5号法人	160,000円	第4号法人	150,000円	第3号法人	130,000円	第2号法人	120,000円	第1号法人	50,000円	〈個人〉 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日  〈法人〉 ・確定申告 事業年度終了後2ヵ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内	〈個人〉 ・普通徴収 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1期</td><td>平成27年6月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>平成27年8月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>平成27年11月2日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>平成28年2月1日</td><td>まで</td></tr> </table> ・特別徴収（給与特徴） 毎月分について 翌月10日まで（6月から翌年5月まで12回） ・特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて支給年金から引き落とし 〈法人〉 申告期限と同じ	第1期	平成27年6月30日	まで	第2期	平成27年8月31日	まで	第3期	平成27年11月2日	まで	第4期	平成28年2月1日	まで																																																																					
第9号法人	3,000,000円																																																																																																									
第8号法人	1,750,000円																																																																																																									
第7号法人	410,000円																																																																																																									
第6号法人	400,000円																																																																																																									
第5号法人	160,000円																																																																																																									
第4号法人	150,000円																																																																																																									
第3号法人	130,000円																																																																																																									
第2号法人	120,000円																																																																																																									
第1号法人	50,000円																																																																																																									
第1期	平成27年6月30日	まで																																																																																																								
第2期	平成27年8月31日	まで																																																																																																								
第3期	平成27年11月2日	まで																																																																																																								
第4期	平成28年2月1日	まで																																																																																																								
固定資産税		・土地 ・家屋 ・償却資産	・固定資産の所有者	1月1日	・課税標準額の 1.4% <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table> ・免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	・住宅用地の申告 1月31日  ・償却資産の申告 1月31日	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1期</td><td>平成27年4月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>平成27年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>平成27年12月28日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>平成28年2月29日</td><td>まで</td></tr> </table>	第1期	平成27年4月30日	まで	第2期	平成27年7月31日	まで	第3期	平成27年12月28日	まで	第4期	平成28年2月29日	まで																																																																																	
土地	30万円																																																																																																									
家屋	20万円																																																																																																									
償却資産	150万円																																																																																																									
第1期	平成27年4月30日	まで																																																																																																								
第2期	平成27年7月31日	まで																																																																																																								
第3期	平成27年12月28日	まで																																																																																																								
第4期	平成28年2月29日	まで																																																																																																								
軽自動車税		・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・二輪の小型自動車	・軽自動車等の所有者  ※所有権留保の場合は使用者	4月1日	・原動機付自転車等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="2">車種区分</th><th>年額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>三輪以上のもの</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>二輪軽自動車</td><td>125cc超250cc以下</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>専ら雪上を走行するもの</td><td></td><td>2,400円</td></tr> <tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農作業用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>250cc超</td><td>4,000円</td></tr> </tbody> </table> ・軽自動車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="2">車種区分</th><th>現行年額</th><th>改正年額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">三輪のもの</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr> <tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用のもの</td><td>営業用</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>6,900円</td></tr> <tr><td rowspan="2">貨物用のもの</td><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table> ※平成26年度以前に所有している車や中古車を取得した場合には、現行の税率が適用されます。平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両を取得した場合には、平成27年度から改正後の税率が適用されます。	車種区分		年額	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	三輪以上のもの	2,500円	二輪軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	専ら雪上を走行するもの		2,400円	小型特殊自動車	農作業用	1,600円	その他	4,700円	二輪小型自動車	250cc超	4,000円	車種区分		現行年額	改正年額	三輪のもの		3,100円	3,900円	四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円	自家用	6,900円	貨物用のもの	営業用	3,000円	自家用	3,800円			4,000円	5,000円	・登録の申告 所有者等となった日から15日以内  ・廃車の申告 所有者等でなくなった日から30日以内	5月16日～6月1日																																																		
車種区分		年額																																																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																																																								
	50cc超90cc以下	1,200円																																																																																																								
	90cc超125cc以下	1,600円																																																																																																								
	三輪以上のもの	2,500円																																																																																																								
二輪軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円																																																																																																								
専ら雪上を走行するもの		2,400円																																																																																																								
小型特殊自動車	農作業用	1,600円																																																																																																								
	その他	4,700円																																																																																																								
二輪小型自動車	250cc超	4,000円																																																																																																								
車種区分		現行年額	改正年額																																																																																																							
三輪のもの		3,100円	3,900円																																																																																																							
四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円																																																																																																							
		自家用	6,900円																																																																																																							
	貨物用のもの	営業用	3,000円																																																																																																							
		自家用	3,800円																																																																																																							
		4,000円	5,000円																																																																																																							
市たばこ税		・売り渡した製造たばこ	・卸売販売業者等		・紙巻たばこ等 5,262円/1,000本 ・旧3級品のたばこ 2,495円/1,000本	翌月末日	申告期限と同じ																																																																																																			
鉱産税		・掘採した鉱物	・鉱物を掘採する鉱業者		・鉱物の価格の1%（ただし200万円以下の場合は0.7%）	翌月末日	申告期限と同じ																																																																																																			
特別土地保有税		・保有に係る土地 （平成15年度分以降課税しない） ・取得に係る土地 （平成15年1月1日以後取得された土地は課税しない）	・土地の所有者又は取得者		・土地の取得価格又は修正取得価格のいずれか低い額（免税点 5,000㎡）  ・税率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>保有</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>取得</td><td>3.0%</td></tr> </table>	保有	1.4%	取得	3.0%	・保有…5月31日 ・取得…2月末日（1月1日前1年以内の取得） 又は8月31日（7月1日前1年以内の取得）	申告期限と同じ																																																																																															
保有	1.4%																																																																																																									
取得	3.0%																																																																																																									
入湯税		・鉱泉浴場における入湯行為	・鉱泉浴場を利用する入湯客		・宿泊入湯客 1人 1泊 150円 ・日帰り入湯客 1人 1回 50円	翌月15日	申告期限と同じ																																																																																																			
都市計画税		・都市計画区域内の土地（農業振興地域内の農用地を除く）及び家屋	・左記の土地及び家屋の所有者	1月1日	・課税標準額の0.3%		固定資産税と同じ																																																																																																			
国民健康保険税		医療保険分（医療分）/後期高齢者支援金分（支援金分） ・被保険者である世帯主 ・擬制世帯主（被保険者資格のない世帯主で当該世帯内に被保険者がある者）  介護保険分（介護分） ・介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者）の介護保険料を医療分及び支援金分とあわせて納付（納税義務者は医療分及び支援金分と同じ）		4月1日	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th rowspan="2">税率区分</th><th colspan="3">税率</th></tr> <tr><th>医療分</th><th>支援金分</th><th>介護分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得割</td><td>5.70%</td><td>1.50%</td><td>1.50%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>16.00%</td><td>6.00%</td><td>4.00%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>23,500円</td><td>6,500円</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>21,300円</td><td>5,900円</td><td>5,300円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="2">賦課限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医療分</td><td>520,000円</td></tr> <tr><td>支援金分</td><td>170,000円</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th rowspan="2">軽減区分</th><th colspan="6">軽減額（※）</th></tr> <tr><th colspan="3">均等割</th><th colspan="3">平等割</th></tr> <tr><td></td><th>医療分</th><th>支援金分</th><th>介護分</th><th>医療分</th><th>支援金分</th><th>介護分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>7割</td><td>16,450円</td><td>4,550円</td><td>5,600円</td><td>14,910円</td><td>4,130円</td><td>3,710円</td></tr> <tr><td>5割</td><td>11,750円</td><td>3,250円</td><td>4,000円</td><td>10,650円</td><td>2,950円</td><td>2,650円</td></tr> <tr><td>2割</td><td>4,700円</td><td>1,300円</td><td>1,600円</td><td>4,260円</td><td>1,180円</td><td>1,060円</td></tr> </tbody> </table> ※世帯主と加入者の所得合計が基準以下の世帯が対象	税率区分	税率			医療分	支援金分	介護分	所得割	5.70%	1.50%	1.50%	資産割	16.00%	6.00%	4.00%	均等割	23,500円	6,500円	8,000円	平等割	21,300円	5,900円	5,300円	賦課限度額		医療分	520,000円	支援金分	170,000円	介護分	160,000円	軽減区分	軽減額（※）						均等割			平等割				医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	7割	16,450円	4,550円	5,600円	14,910円	4,130円	3,710円	5割	11,750円	3,250円	4,000円	10,650円	2,950円	2,650円	2割	4,700円	1,300円	1,600円	4,260円	1,180円	1,060円	随時	・普通徴収 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1期</td><td>平成27年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>平成27年8月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>平成27年9月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>平成27年11月2日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>平成27年11月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>平成27年12月28日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>平成28年2月1日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>平成28年2月29日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>平成28年3月31日</td><td>まで</td></tr> </table> ・特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて支給年金から引き落とし	第1期	平成27年7月31日	まで	第2期	平成27年8月31日	まで	第3期	平成27年9月30日	まで	第4期	平成27年11月2日	まで	第5期	平成27年11月30日	まで	第6期	平成27年12月28日	まで	第7期	平成28年2月1日	まで	第8期	平成28年2月29日	まで	第9期	平成28年3月31日	まで
税率区分	税率																																																																																																									
	医療分	支援金分	介護分																																																																																																							
所得割	5.70%	1.50%	1.50%																																																																																																							
資産割	16.00%	6.00%	4.00%																																																																																																							
均等割	23,500円	6,500円	8,000円																																																																																																							
平等割	21,300円	5,900円	5,300円																																																																																																							
賦課限度額																																																																																																										
医療分	520,000円																																																																																																									
支援金分	170,000円																																																																																																									
介護分	160,000円																																																																																																									
軽減区分	軽減額（※）																																																																																																									
	均等割			平等割																																																																																																						
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分																																																																																																				
7割	16,450円	4,550円	5,600円	14,910円	4,130円	3,710円																																																																																																				
5割	11,750円	3,250円	4,000円	10,650円	2,950円	2,650円																																																																																																				
2割	4,700円	1,300円	1,600円	4,260円	1,180円	1,060円																																																																																																				
第1期	平成27年7月31日	まで																																																																																																								
第2期	平成27年8月31日	まで																																																																																																								
第3期	平成27年9月30日	まで																																																																																																								
第4期	平成27年11月2日	まで																																																																																																								
第5期	平成27年11月30日	まで																																																																																																								
第6期	平成27年12月28日	まで																																																																																																								
第7期	平成28年2月1日	まで																																																																																																								
第8期	平成28年2月29日	まで																																																																																																								
第9期	平成28年3月31日	まで																																																																																																								

# 中野市民憲章

うるわしき山々 水清く 流れ逢いよる千曲川 大地は豊かに実りを産みだし  
太古より歴史文化の息づく中野市です

わたくしたちは この中野市に生きる幸せと誇りをもって さらに住みよく  
きやすく 心豊かに過ごせるまちづくりを願い 憲章を定めて 進みます

- 一 花咲き 鳥うたい 緑あふれる 環境をまもる まちをつくります
- 一 心と体をととのえ 安全で 創意をいかして働ける まちをつくります
- 一 笑顔あふれ あいさつゆきかう ふれあいのある まちをつくります
- 一 子どもも大人も さそいあって 共に学びあう まちをつくります

(平成22年4月1日制定)

## 平成27年度 市 税 概 要

編集・発行 中野市総務部税務課

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電 話 (0269) 22-2111

ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp>

発行年月 平成27年11月

